

●香川県公安委員会告示第2号

平成14年香川県公安委員会告示第6号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）及び平成14年香川県公安委員会告示第7号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月9日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

1 平成14年香川県公安委員会告示第6号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日	名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日
略				略			
株式会社屋島自動車学校 高松市春日町1304番地3 <u>佐藤邦明</u>	略			株式会社屋島自動車学校 高松市春日町1304番地3 <u>佐藤敬一郎</u>	略		

2 平成14年香川県公安委員会告示第7号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称及び住所並び に代表者の氏名	施設の名称 及び所在地	課程の 区分	課程の 名称	認定をした 年月日	名称及び住所並び に代表者の氏名	施設の名称 及び所在地	課程の 区分	課程の 名称	認定をした 年月日
略					略				
株式会社屋島自動 車学校 高松市春日町1304 番地3 <u>佐藤邦明</u>	略				株式会社屋島自動 車学校 高松市春日町1304 番地3 <u>佐藤敬一郎</u>	略			
略					略				